

「SNS等を活用した相談支援事業」に係るプロポーザル 選定基準

評価項目	評価基準	配点
1 方針及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 本市が掲げる方針を踏まえた提案がされている。 委託業務の運営・管理内容が具体的に理解・検討され、それに基づいた考え方方が明確かつ現実的に示されている。 委託業務の範囲及び内容が具体的に理解・検討され、それに基づいた考え方方が示されている。 委託業務についての改善、品質の向上に関する考え方方が示されている。 	20
2 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 円滑に業務を実施できるよう実施方法や手段、時期等が明確に示されている。 示された内容、手段、実施時期などを実現するための考え方や手段が具体的に提案されている。 委託業務の業務量が具体的に検討され、現実的な体制が示されている。 適切な相談対応を行うことのできる専門的な知識を持つ人員及びシステムに精通した人員等の確保が提案されている。 ※ 医療相談ではないため、相談者の職種による加算はない。 研修等を行い、職員の専門性の向上に努めている。 委託業務の実施に係る運営上生じる問題やリスクが検討され、危機管理(未然の防止や事象発生後の適切な対処及び再発防止の措置を含む。)を踏まえた提案がされている。 業務の遂行にあたって、労働基準法や最低賃金法等の労働法規が遵守されている。 その他、上記以外で追加提案がされている。 同一業務や類似のSNS相談支援業務の経験実績、実施歴等が示されている。 	40
3 個人情報等の保護について	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報(特定個人情報を含む。)の取扱いに係る考え方方が明確かつ適切であり、実現するための手段が具体的に提案されている。 危機管理(未然の防止や、事象発生後の適切な対処及び再発防止の措置を含む。)を踏まえ、具体的かつ現実的な個人情報の取扱いが検討され、示されている。 その他、上記以外で追加提案がされている。 	20
4 費用見積額	<ul style="list-style-type: none"> より安価な見積額を提示した提案者を評価する。 	30
合計		110

最低選定基準点は198点((満点の6割)×審査員数)とし、当該基準を上回った者の中から選定する。